

## 第4回共通到達度確認試験試行試験

平成30年3月15日実施

# 憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

### 《注意事項》

#### 1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

#### 2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

#### 3. 解答方法

問題は、正誤問題 20 問と五肢択一問題 10 問、合計 30 問あります。

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

#### 4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

\* 正解および問題の解説は、本日中（20 時頃まで）に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト（<http://toutatsudo.net/>）上で公表されます。

**問題 1～20** [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

**問題 1**

憲法制定権力と憲法改正権力を区別し、後者の憲法改正権力に基づいて行う憲法改正には限界があるとする立場をとる場合、主権の所在を変更することは改正の限界を超えて許されない。

**問題 2**

最高裁判所の判例によれば、日本が降伏文書調印後に制定した、連合国最高司令官のなす要求にかかる事項を実施するために特に必要がある場合に命令を制定できる旨を定める勅令は、日本国憲法の施行によってその効力を失った。

**問題 3**

平成 26 年 7 月 1 日の閣議決定によれば、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、その国の国民を守る目的で必要最小限度の実力を行使することは、憲法上許容される。

**問題 4**

最高裁判所の判例によれば、私人間の関係においては、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合には、憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めなければならない。

**問題 5**

最高裁判所の判例によれば、我が国において結果的に夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状に鑑みれば、夫婦同氏制それ自体に男女間の不平等をつくり出す主要因があると認められるが、そうであるとしても、夫婦同氏制を定める民法 750 条は、その文言上、夫婦がいずれかの氏を称するかを夫婦になろうとする者の間の個々の協議に委ねているため、これは合理的な根拠に基づく差別的取扱いであって 14 条 1 項に違反しない。

**問題 6**

憲法 19 条が保障する思想及び良心の自由には思想及び良心についての沈黙の自由も含まれるため、国家が世界観や人生観の告白を強制することは、思想及び良心の自由に対する制約となる。

### 問題 7

最高裁判所の判例によれば、大嘗祭は、天皇が皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穰等を感謝するとともに国家や国民のために安寧と五穀豊穰等を祈念する儀式であり、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の儀式にのっとり行われたものであるため、それへの県知事の参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであり、憲法上の政教分離原則に違反する。

### 問題 8

最高裁判所の判例によれば、政治上の表現の自由は民主政治の根幹をなすものであるから、テレビジョン放送による政見放送について、たとえ政見放送としての品位を損なう言動があったとしても、放送事業者は当該言動をそのまま放送しなければならない。

### 問題 9

最高裁判所の判例によれば、大学における学問の自由を保障するために大学の自治が認められているところ、学生もまた大学における不可欠の構成員として、大学自治の運営について要望し、批判し、反対する権利を有する。

### 問題 10

憲法 22 条 2 項は国籍離脱の自由を保障しているが、同項は無国籍になる自由までを保障しているわけではない。

### 問題 11

最高裁判所の判例によれば、土地の強制収用に際しては、被収用者は、「正当な補償」（憲法 29 条 3 項）として、収用の前後を通じて被収用者の有する財産価値を等しくさせるような補償を受けられなければならないが、したがって、土地についての補償額は、収用当時の経済状態において成立すると考えられる土地価格と完全に一致するものであることを要する。

### 問題 12

日本国憲法施行後に最初に行われた衆議院議員総選挙において、初めて女性参政権が認められた。

### 問題 13

請願権は、官公署において請願を受理し誠実に処理することを義務づけるのみで、その内容について拘束力を有するわけではないから、法人や外国人による行使も許される。

#### 問題 14

最高裁判所の判例によれば、厚生労働大臣が生活保護基準を改定し、老齢加算を廃止したことが、憲法 25 条の趣旨を具体化する生活保護法の規定に違反するものではない以上、これと同様に憲法 25 条に違反するものでもない。

#### 問題 15

最高裁判所の判例によれば、親は、子どもに対する自然的関係により、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由について子女の教育の自由を有する。

#### 問題 16

憲法は、両議院の本会議、委員会及び両院協議会について、公開を原則とするが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときに限り、秘密会を開くことができるとしている。

#### 問題 17

行政権とは、国民に対する国家の支配作用のうち、立法権と司法権を除いたものをいうと理解する立場によれば、内閣が衆議院の解散の実質的決定権を有することの憲法上の根拠を、憲法 65 条に求めることができる。

#### 問題 18

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ訴追されないが、そのために訴追の権利は害されないので、内閣総理大臣の同意が得られず訴追し得なくなった時点から、公訴時効は停止する。

#### 問題 19

刑事訴訟規則は、刑事訴訟法の委任に基づく事項その他同法の施行に必要な事項を定めることを目的として法務大臣によって定められた法務省令である。

#### 問題 20

「公の支配」に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業への公金支出の禁止を定めている憲法 89 条後段の趣旨に関しては、①慈善・教育・博愛事業の自主性を確保し、私的事業への公権力による不当な介入を防止するための規定と解する立場と、②公の財産の濫費を防止し、慈善事業等の営利的傾向ないし公権力に対する依存性を排除するための規定と解する立場とが対立している。①の立場をとった場合、「公の支配」の意義は、②の立場の場合よりもせまく厳格に理解されることとなる。

**問題 21～30** [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

**問題 21**

象徴天皇制に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 憲法上、天皇は国事行為以外の公務を行うことが許されないという立場を採る場合でも、天皇の国会開会式への出席は、合憲と解することができる。
- イ. 憲法 7 条は、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」と定めているので、国民のためとはいえない場合には、天皇は、国事行為を行うことを拒否できる。
- ウ. 天皇は、大日本帝国憲法下では統治権の総攬者としての地位を有していたが、日本国憲法下では、国政に関する権能のうち国事行為を担うにすぎない、象徴としての地位を有するのみとなった。
- エ. 憲法 2 条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と定めているが、皇位継承に関する事項を皇室典範とは別の法律で定めたとしても必ずしも違憲とはいえない、というのが政府見解である。
- オ. 皇室典範の定めるところにより摂政を置く場合を除き、天皇は、国事に関する行為を他の者に行わせることはできない。

1. アエ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. ウオ

## 問題 22

外国人の人権保障に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 外国人が在留期間中に行った政治活動が憲法上の権利として保障されるものである場合、この政治活動を在留期間更新の際の消極的な事情としてしんしゃくし、在留期間の更新を不許可とすることは、許されない。
2. 日本で在留を認められた外国人は、その在留期間内であれば、憲法上、再入国の自由が保障されるため、一時的に国外旅行する自由も認められる。
3. 社会保障政策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができ、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許される。
4. 地方公共団体の管理職について、外国人の就任を一律に排除する任用制度は、職務内容や権限、統治作用への関わり方の程度の違いについての考慮を欠いており、合理的な根拠に基づくものとはいえない。
5. 旧日本軍の軍人軍属の戦死傷者及びその遺族に対する恩給の支給を日本国籍保有者に限定し、同じ旧日本軍の軍人軍属として戦死傷者となった台湾住民に対してこれを支給しないのは、国籍による不当な差別にあたる。

## 問題 23

プライバシーに関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。
2. 車両に使用者らの承諾なく秘かに GPS 端末を取り付けて位置情報を把握する捜査手法は、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にし、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うため、個人のプライバシーを侵害し得るものである。
3. 前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者も、これをみだりに公開されないという法律上保護に値する利益を有するので、市区町村長が、弁護士会の照会といった法令上の根拠に基づくものに応じる場合であっても、犯罪の種類、軽重を問わず、漫然と前科等のすべてを報告すれば、公権力の違法な行使となる。
4. 大学の学籍番号、氏名、住所、電話番号といった単純な個人情報であっても、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと本人が考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、これらの情報はプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。
5. 住基ネットには外部から不当にアクセスされる技術上の危険性が残されているため、その限りで、住基ネットによる本人確認情報の管理等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するといえるが、これは住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内にとどまるため、憲法 13 条には違反しない。

## 問題 24

集会・結社の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 地方自治法 244 条にいう普通地方公共団体の公の施設として集会の用に供する施設が設けられている場合、当該施設の管理者は、当該施設で集会が開かれることによって公共の安全が損なわれる相当の蓋然性があれば、住民の利用を拒否することができる。
- イ. 公衆の集団示威運動は、純粹の言論とは異なり一定の行動を伴うものであり、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化す危険が存在することから、一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することも憲法の趣旨に反しない。
- ウ. 道路交通法は道路を使用して集団行進をしようとする者に対しあらかじめ警察署長の許可を受けさせることにしつつ、道路使用の許可に関する明確かつ合理的な基準を掲げて道路における集団行進が不許可とされる場合を厳格に制限している。
- エ. 政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素であると同時に、国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、その健全な発展に協力するため政党に政治資金を寄付することは、税理士会の目的の範囲内の行為である。
- オ. 労働組合が他の友誼組合の闘争を支援する諸活動を行うかどうかは、それが法律上許されないといった特別の場合でない限り、専ら当該組合が自主的に判断すべき問題であって、多数決によりそれが決定された場合には、これに対する組合員の協力義務を否定すべき理由はない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ



## 問題 25

職業選択の自由に関する以下の記述につき、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 憲法 22 条 1 項は、狭義の職業選択の自由だけではなく、職業活動の自由の保障も含んでいる。
2. 職業は、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値と不可分の関連を有している。
3. 職業は社会的相互関連性が大きいため、職業の自由は精神的自由と比較して公権力による規制の要請が強い。
4. 職業の許可制は、狭義の職業選択の自由そのものに制約を課するものであるため、職業の自由に対する強力な制限である。
5. 薬局の開設等の許可条件としての適正配置規制は、設置場所の制限にとどまり、開業そのものが許されないわけではないので、職業選択の自由に対する制約的効果は小さい。

## 問題 26

憲法 31 条に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、憲法 31 条について考えてみましょう。憲法 31 条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めています。学説上は、刑事手続の法定のほか、手続の適正さ、実体の法定、実体の適正さも憲法 31 条の要請に含まれるのかどうか見解が分かれています。憲法 31 条の要請に関して参考になる判例はありますか。

学生 A：手続の適正さに関しては、第三者所有物没収事件（最大判昭和 37・11・28）が参考になると思います。この事件で、最高裁は、附加刑として第三者の所有物を没収する場合に、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防御の機会を与えることなく没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないとしています。

学生 B：実体規定の適正さに関しては、税関検査事件（最大判昭和 59・12・12）が参考になると思います。この事件で、最高裁は、通常判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれない場合には、当該規定は憲法 31 条に違反するとしています。

学生 C：私は、福岡県青少年保護育成条例事件（最大判昭和 60・10・23）も参考になると思います。この事件で、最高裁は、福岡県青少年保護育成条例にいう「淫行」を限定解釈した上で、かかる限定を加えれば処罰の範囲が広すぎるとも不明確であるともいえないから憲法 31 条に違反するものとはいえないとしています。

学生 D：猿払事件（最大判昭和 49・11・6）も参考になるのではないのでしょうか。最高裁は、この事件で問題となった人事院規則の定める政治的行為は違法性の強い行為であり、それに対して国家公務員法の定める程度の刑罰を法定したとしても決して不合理とはいえないので、この罰則が憲法 31 条に違反するものということとはできないとしています。

学生 E：刑事手続だけではなく、行政手続にも憲法 31 条の保障は及ぶのかという問題もあります。この問題については、成田新法事件（最大判平成 4・7・1）が参考になると思います。この事件で、最高裁は、行政手続が刑事手続ではないとの理由のみで、行政手続のすべてが当然に憲法 31 条による保障の枠外にあると判断することは相当ではないとしています。ただ、刑事手続と行政手続とは性質においておのずから差異があるので、常に行政処分の手続に事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要はないとも述べています。

1. 学生 A
2. 学生 B
3. 学生 C
4. 学生 D
5. 学生 E

## 問題 27

勤労の権利及び労働基本権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 団結権は、労働組合を結成し、これに加入する権利のことであり、その保障内容は結社の自由と重なるから、団結権の保障は確認的なものである。
- イ. 労働基本権は私人間に直接適用されるため、労働基本権を不当に制限する契約は無効であり、また、正当な争議行為によって生じた財産上の損害につき、使用者は損害賠償請求を行うことができない。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、私企業の労働者たると、公務員を含むその他の勤労者たるとを問わず、使用者に対する経済的地位の向上の要請とは直接関係があるとはいえない政治的目的のための争議行為は、争議権の保障とは無関係である。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、争議行為に対する刑事制裁は必要最小限度に限られねばならず、公務員による争議行為については、暴力の行使その他の不当性を伴わない場合には刑罰を科すことができないと解する限りにおいて、現行法による公務員の争議行為の制約は憲法に反しない。
- オ. 勤労の権利について、雇用の機会の提供を司法手続を通じて国に請求できるという意味での具体的権利性は認められていない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

## 問題 28

国政調査権に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国会は国権の最高機関として、すべての国権を統括する地位にあると理解するならば、議院が国政調査権を行使できるのは、立法権を行使するために必要な範囲に限られることになる。
2. 国政調査権が、議院に与えられた権能を実効的に行使するための補助的な権能であると理解するならば、国政調査には国民の知る権利に応える機能を認めることはできない。
3. 裁判所で審理中の事件の事実について、行政を監督する目的で、裁判と並行して議院が国政調査権を行使することは、司法権の独立を侵害して許されない。
4. 検察事務は行政権の作用であって司法権の独立の保障は及ばないが、議院が、勾留中の被告人に証人として出頭・証言を求めた結果、公判の準備・維持に重大な支障が生じるような場合には、国政調査権の行使は許されない。
5. 憲法が自己負罪拒否特権を保障したのは、行政権や司法権による人権侵害を防ぐためであるから、国民が議院による国政調査の対象となった場合には、自己負罪拒否特権の保障は及ばず、不利益な証言を拒絶することはできない。

## 問題 29

司法権の範囲と限界に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 大学による学生への単位授与行為は、仮に当該単位の取得それ自体が一般市民法上一種の資格要件とされる場合であっても、純然たる大学内部の問題として、大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象とはならない。
2. 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、政党が党员に対してした処分が請求の当否を決する前提問題となっている場合には、法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法3条にいう法律上の争訟に当たらない。
3. 法律の有効無効は一般市民法秩序と直接の関係を有する問題であるから、国会の両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布された法律であっても、裁判所は、当該法律制定に至る議事手続の適法性を審査し、その有効無効を判断することができる。
4. 地方議会議員に対する地方議会による懲罰決議は、その内容が出席停止に留まるものでも、その適否が出席停止期間中の議員報酬等の請求権の有無に直接影響する場合には、その適否の争いは単なる議会の内部規律の問題に過ぎないとはいえず、司法審査の対象となる。
5. 国家試験における合格、不合格の判定は、学問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、その試験実施機関の最終判断に委ねられるべきものであり、裁判所法3条にいう法律上の争訟に当たらない。

### 問題 30

地方自治に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在するか否かというような事情は、憲法93条2項にいう「地方公共団体」であるか否かとは関係がない。
2. 最高裁判所の判例によれば、憲法上両院に認められた議院自律権及び国会議員の発言について認められた免責特権と同様の自律権・免責特権が、地方議会及び地方議会議員にも憲法上保障される。
3. 最高裁判所の判例によれば、租税の賦課については地方公共団体相互間の財源の配分等の観点からの調整が必要であることから、地方公共団体が、国とは別途に課税権の主体となることまで憲法上予定されていると解することはできない。
4. 政府見解によれば、ある県の区域に属する土地についてのみ、他の都道府県にはない特別の収用規定が適用される旨の法律を定めたとしても、その内容が地方公共団体の「組織、運営、権能」に関係しないものであれば、「一の地方公共団体のみ適用される特別法」とはならない。
5. 地方公共団体一般を廃止することは、地方自治の本旨に反するものとして違憲となるが、地方議会を地方公共団体の長の諮問機関としたとしても、地方公共団体の長の公選制が維持される限り、住民自治は維持されることから地方自治の本旨とは矛盾せず、違憲とはならない。



**【参加学生への告知事項】**（再掲）

- 試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。
- 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、このことにより、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。
- 参加学生が法科大学院を修了し、司法試験を受験した後、司法試験成績と試行試験成績の分析を行う可能性があります。その場合、「法科大学院から司法試験委員会に対する参加学生の氏名等の提供」及び「司法試験委員会から法科大学院に対する司法試験成績の提供」が必要となるため、これらの個人情報の取り扱いに関する承諾の可否について、法科大学院から参加学生へ照会します。